

豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請人 氏名又は団体名

及び代表者氏名

豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。また、事業実施後に本補助金での取り組み内容などを豊橋市のホームページに公開することを承諾します。（※1）

1 申請内容

補助年度	年度	事業区分	屋号変更・区分営業・新店進出
交付申請額	円		

2 企業・店舗概要

資本金又は 出資金の額	千円	従業員数	人	直接経営して いる店舗数	店
主たる業種※2	中分類		細分類		
消費税納税状況	免税事業者・簡易課税制度適用者・一般事業者（本則課税）				
補助事業を 実施する店舗	転換前	店舗名：	住所：		
	転換後	店舗名：	住所：		
転換前店舗の 営業開始日	年 月 日			フランチャイズ チェーンへの加盟	有・無
連絡先	電話	担当者			
	メール				

※1 本補助金交付の支給を受けた方で、業態転換した取り組み内容を本市のホームページ上で公開させていただきます。公開期間・内容は本市が決定します。

※2 申請人（事業者）としての日本標準産業分類に掲げる主たる業種を記載してください。

3 誓約事項

私（法人）は、豊橋市飲食店業態転換支援補助金交付要綱に定める事業を行い、豊橋市飲食店業態転換支援補助金（以下「補助金」という。）の申請をするにあたり以下のことを誓約します。

- 1 申請書の内容に虚偽や不正があった場合や、交付要件を満たしていないこと、本誓約内容に反することが判明した場合は補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は補助金を返還します。
- 2 私（法人）は豊橋市暴力団排除条例（平成 23 年豊橋市条例第 2 号）第 2 条に定める暴力団若しくは暴力団員に該当する者又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。また、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会がなされることに同意します。
- 3 業態転換後の事業を営む者は、申請者である私であって、別に事業を営む者ではありません。
- 4 申請する店舗は、豊橋市内に住所（本店）がある私（法人）が営む、令和 3 年 5 月 31 日以前から営業する店舗です。
- 5 申請書に記載する経費については、令和 3 年 4 月 1 日から補助事業完了までに行う取り組みに係る必要最小限な経費であり、購入した設備等はその他の目的のためには使用しません。また、自己取引や親族間取引、転売、有償レンタルを行いません。
- 6 補助事業により取得又は効用の増加した財産で、次に掲げる物をそれぞれの定めにある期間内に市長の承認を得ず、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しません。
 - （1）不動産及びその従物 期間 10 年
 - （2）その他の重要な財産で、取得価格または効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上のもの期間 5 年
- 7 事業実施にあたっては、食品衛生法その他関係法規を遵守します。